



燕市男女共同参画基本計画

第3次燕市男女共同参画推進プラン

(平成29年度～平成34年度)

平成29年3月
新 潟 県 燕 市

はじめに



「男女共同参画社会」、「ジェンダー教育」などの言葉が世の中を賑わせ始めて、20年近くなろうとしています。当時は耳慣れない言葉でした。仕事、家庭、社会など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現できることが人生の豊かさにつながることに認識しておりました。このことは社会のグローバル化による価値観の変化や女性の意識の変化などまさに社会や時代の要請であろうと思います。

これまで本市では平成24年から28年の5年間に渡り、「第2次燕市男女共同参画推進プラン」に基づき、年度ごとにさまざまな事業に取り組んでまいりました。また、平成26年12月に、総合的かつ実効性を高めるために「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、各種施策を展開してまいりました。平成28年度には『イクボス宣言』、『つばめ輝く女性表彰』などの事業を立ち上げました。

これまでの施策の成果を踏まえ、社会状況の変化や新たな課題に対応するため、平成29年から平成34年までを計画期間とする「第3次燕市男女共同男女参画推進プラン」を策定しました。本プランは「燕市女性活躍推進計画」と「燕市配偶者暴力防止基本計画」を一体的に盛り込み、市の上位計画である「第2次燕市総合計画」に掲げる女性が活躍しやすい環境づくりの推進と近年増加傾向にある配偶者等からの暴力の根絶に向けた取り組みを強化することを企図しています。

「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」という本プランの目標のもと、それぞれの人が多くの場面で多様な活動ができ、男女が夢や希望を実現できる社会づくりに向け、市民のみなさま、事業所のみなさまの深いご理解をいただきながら、取り組みを進めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

末尾ながら、本計画の策定にあたり、精力的にご審議いただきました燕市男女共同参画推進審議会委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

燕市長 鈴木 力

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	第2次燕市男女共同参画推進プランの達成状況	3
5	男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	6
6	計画の基本方針と体系	9

第2章 計画の内容

基本方針1	男女共同参画の意識づくり	12
基本施策1	男女共同参画の理解の推進	13
基本施策2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	15
基本方針2	男女共同参画の社会づくり	18
基本施策1	あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進	19
基本施策2	地域活動等における男女共同参画の推進	21
基本方針3	男女がともに働きやすい環境づくり	23
基本施策1	男女がともに働きやすい環境の整備	24
基本施策2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	27
基本方針4	男女がともに健康に暮らすまちづくり	29
基本施策1	配偶者等からの暴力の根絶	30
基本施策2	ライフステージに応じた心身の健康づくり	33
基本方針に係る指標項目一覧		35

第3章 計画の推進

計画の総合的な推進	36
男女共同参画の推進体制	37

参考資料	38
------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に策定した「第2次燕市男女共同参画推進プラン」（計画期間：平成24年度～平成28年度）に基づき、性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮して、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するため、さまざまな事業を実施してきました。

また、平成26年12月に「燕市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本的な理念と責務を明らかにして、市民及び事業者と協働により総合的に施策に取り組んできました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画に関する市民の意識に変化が見られるものの、**固定的性別役割分担意識**^{※1}が依然根強く存在し、また、**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**^{※2}の推進など取り組むべき課題が残されています。

一方、国では、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」を制定し、女性が職業生活で個性と能力を発揮して活躍できる環境の整備を推進しています。

さらに、同年12月に策定した国の「第4次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の活躍を冒頭に位置づけています。

本市では、女性活躍推進法の制定に先駆けて「女性が輝くつばめ」を目指し、女性の活躍推進への取り組みを始めております。

国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえて、これまでの取り組みを継承しつつ発展させる計画として、「燕市男女共同参画推進条例」に基づき、「第3次燕市男女共同参画推進プラン」を策定するものです。

※1 固定的性別役割分担意識

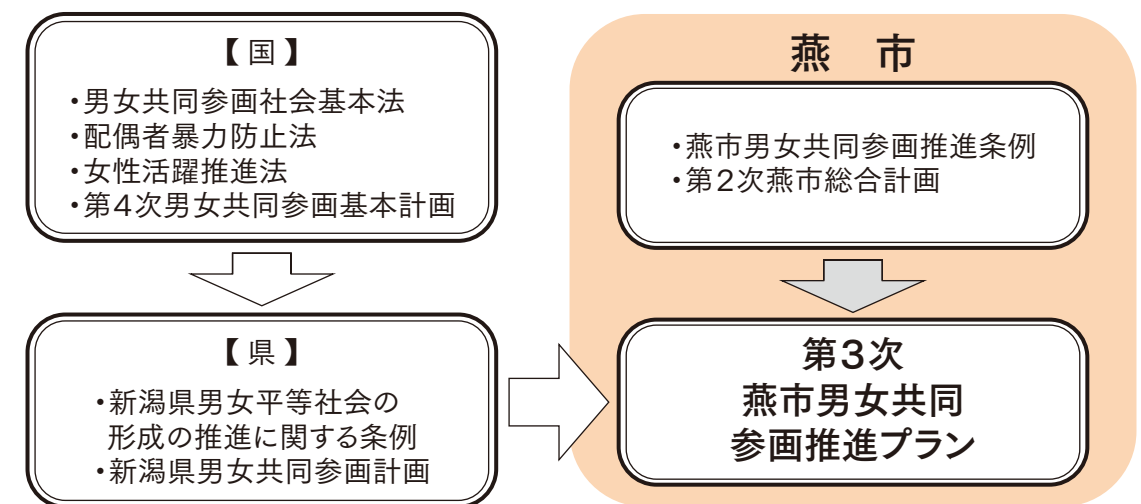
男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性とする性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事と家庭生活、地域活動、自己啓発といった仕事以外の生活を自分が望むバランスで実現できるようにすること。一人ひとりが、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現につながる。

2 計画の性格と位置づけ

- （1）本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、また、「燕市男女共同参画推進条例」第9条第1項に規定する「男女共同参画基本計画」として位置づけられるものです。
- （2）本計画は、本市の最上位計画である「第2次燕市総合計画」の分野別計画であり、関連する他の分野別計画と整合性を図りながら推進します。
- （3）本計画は、「第2次燕市男女共同参画推進プラン」（平成24年度～平成28年度）に続く第3次計画です。
- （4）本計画で「基本方針2 男女共同参画の社会づくり」の「基本施策1 あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進」、及び「基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり」の「基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備」、「基本施策2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく、本市の「女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（以下「燕市女性活躍推進計画」という。）」と位置づけ一体とします。
- （5）本計画で「基本方針4 男女がともに健康に暮らすまちづくり」の「基本施策1 配偶者等からの暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく本市の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「燕市配偶者暴力防止基本計画」という。）」と位置づけ一体とします。
- （6）本計画は、第2次燕市男女共同参画推進プランの5年間（平成24年度～平成28年度）の推進状況を検証し、平成27年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「平成27年度意識調査」という。）の結果や、社会情勢、その他関連計画を踏まえ策定します。
- （7）本計画の基本方針の推進状況や達成状況を確認するために、具体的な数値目標を設定します。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。なお、計画の推進状況や社会情勢が変化した場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 第2次燕市男女共同参画推進プランの達成状況

本市では、第2次燕市男女共同参画推進プランで位置づけた84の事業の取り組みに対し、担当課による自己評価を毎年度実施し、さらに、「燕市男女共同参画推進審議会」で第三者による審議を行い、推進状況を公表してきました。

以下は、平成24年度から平成27年度に実施した事業を総合的に評価した主な結果です。

基本目標1 ともに考える…男女共同参画社会をめざす意識づくり

方針1 男女共同参画の理解の推進

- 広報紙や広告物では、性別による固定的な役割分担の表現とならないよう配慮しました。また、男女共同参画に関する講座等を開催して啓発を図りました。
- 平成27年度意識調査の結果では、「男性は仕事、女性は家庭を中心にする方がよい」の考え方に「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」と回答した割合の合計が58.4%と、平成23年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「平成23年度意識調査」という。）より10.9ポイント増え、固定的性別役割分担意識の改善が図られました。

方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 児童生徒に対して、男女共同参画の視点を授業の中に取り入れるなど、人権教育を推進しました。
- 平成27年度意識調査の結果では、「男女の地位の平等感」は「学校教育の場で」平等であると回答した割合が55.8%で最も高くなっていますが、平成23年度意識調査からほぼ横ばいの状況でした。

基本目標2 ともに参画する…男女共同参画の社会づくり

方針1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進

- 各種審議会等に対し積極的に女性委員の登用を働きかけたことにより、平成27年度現在で31.4%と改善傾向であり、目標の35%に少しずつ近づいてきました。
- 市内事業所等に対して**ハッピー・パートナー企業※3**の登録を促進するため、平成26年度から市の入札の評価項目に、ハッピー・パートナー企業の登録と女性技術者の雇用の有無を加えたほか、平成27年度は市と事業者が協働する「女性が輝くつばめプロジェクト」による働く女性の意識啓発や女性雇用促進職場環境整備支援等の取り組みを通じて、登録企業数が目標値の20社を超え35社となりました。

方針2 地域・家庭における男女共同参画の推進

- 自治会やまちづくり協議会などの女性役員の登用について働きかけを行ってきましたが、慣習や固定的性別役割分担意識が残っていることから、まだ少ない状況です。
- 平成27年度意識調査の結果では、「家庭の中で」平等であると回答した割合が35.6%で、平成23年度意識調査より7.7ポイント増えました。若い世代において、男女平等の教育により、男性の家事・育児の分担が図られてきています。

方針3 女性の就業環境の整備

- 男女平等の雇用・就業環境について法令等の周知を図るとともに、平成27年度から女性が継続就業できる環境を整備するため、働く女性の意識啓発等を図る研修・交流会の実施や、女性専用のトイレや更衣室など女性が働きやすい職場環境の整備を支援して女性の雇用を促進する事業に取り組みしました。
- 平成27年度意識調査の結果では、「職場の中で」平等であると回答した割合が24.2%で、平成23年度意識調査より2.3ポイント増え、女性の回答は2.9ポイント増えました。
- 農産物の生産と農業経営の担い手として女性農業者の育成を図り、農家の家族経営協定締結の働きかけを行ってきましたが、まだ少ない状況です。

※3 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取り組みを支援している。

基本目標3 とともに暮らす…男女共同参画の環境づくり

方針1 仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境の整備

- 仕事と育児の両立支援として、平成26年度に県央地区初となる病児・病後児保育運営事業を開始し、平成27年度には休日にも利用が可能な子育て総合支援センターを開設して、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、さらに、放課後児童対策等の充実により子育て支援に取り組みました。
- ワーク・ライフ・バランスの推進について、広報つばめ等で周知を図り、また、講座等を開催して事業者と市民への啓発に取り組みましたが、平成27年度意識調査の結果では、「家庭生活・地域活動と仕事を同じように両立させる」のが望ましいと回答した割合が42.6%で、まだ5割に満たない状況です。

方針2 生涯にわたる健康支援

- 性別の違いにより生じる健康に関する課題も含め、健康の保持増進ができるように支援を実施しました。また、女性特有の疾病に対する啓発と、集団検診を土曜日・日曜日に受診できる体制の拡充、医療機関での検診体制により、受診率が向上し指標の目標値を達成しました。

方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 市の相談窓口で女性が相談しやすい環境とするため、女性の家庭児童相談員を配置しました。
- 平成27年度意識調査の結果では、**ドメスティック・バイオレンス^{※4}**（以下、「DV」という。）被害経験がある者のうち、被害の相談をしなかった者の割合が53.8%と高くなっています。
- DV被害者は、経済的な問題、児童の問題などさまざまな問題を抱えている場合が多いため、関係機関と連携して、緊急時の一時保護を含め、自立に向けた切れ目のない支援を行いました。

※4 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力。身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものを含む。

5 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

調査対象：燕市内に居住する満18歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
調査方法：郵送配布・回収
調査期間：平成27年11月2日から11月16日
有効回収数（率）：860（43.0%）

本計画の策定にかかわる主な調査結果については、以下のとおりです。

（1）男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「①家庭生活の中で、②職場の中で、③学校教育の場で、④地域社会（自治会など）の中で、⑤社会通念・慣習・しきたりで、⑥法律や制度の面で、⑦政治・経済活動の場で、⑧社会全体として」の8つの分野において、「平等である」の割合が最も高かったのは「学校教育の場」（55.8%）であり、唯一、回答者全体の半数を超えていました。

また、「男性が優遇されている」の割合が最も高かったのは、「社会通念・慣習・しきたり」（73.1%）であり、約7割となっています。

さらに、全分野において、「平等である」の割合は、女性より男性の方が高くなっており、男女で意識の相違が見られました。

なお、平成23年度意識調査と比べて「家庭生活の中」において、「平等である」の割合が7.7ポイント増えて35.6%となり、全分野の中で最も増加しました。特に若い世代に「平等である」の割合が高い傾向が見られました。

（2）家庭生活等に関する考え方について

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、平成23年度意識調査と比べて『そう思う』と回答した割合は、男女ともに約1割減少し、男性46.4%、女性33.1%となりました。一方、『そう思わない』が、男女ともに約1割増加の、男性50.2%、女性64.4%となっており、固定的性別役割分担意識に改善傾向が見られました。

しかし、家庭生活における役割分担においては、家事労働は「女性の方が担当している」の割合が高くなっています。また、ほとんどの調査項目において、「平等に分担している」の割合は、女性より男性の方が高く、男女での意識の相違が見られました。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と家庭生活・地域活動の位置づけについて、「同じように両立させる」の意識は、男性36.1%、女性47.3%で女性の方が高く、「仕事を優先させる」の意識は、男性36.9%、女性19.7%で男性が高くなっています。

また、男性の育児・介護休業の取得について、「男性も取ることは賛成だが現実的には取りづらいと思う」という回答が、育児休業は74.1%、介護休業は66.6%あり、その理由として、「取ると仕事上周囲の人に迷惑がかかるから」が約6割となっています。

(4) 女性の社会参画について

女性の職業と生活設計について、「出産を機に、一時家庭に入るが、育児などが一段落したら再び職業を持つ方がよい」という考え方の、男性48.6%、女性51.7%で、男女とも約半数となっています。一方、「結婚、出産後も、仕事を継続の方がよい」という考え方の男性34.4%、女性34.1%で、男女とも3割を超えています。

さらに、女性の政策・方針決定の場への参画については、「男女半々までいかなくても、今よりも増える方がよい」という回答が、男性40.4%、女性49.6%となっており、女性の回答では約5割を占めています。

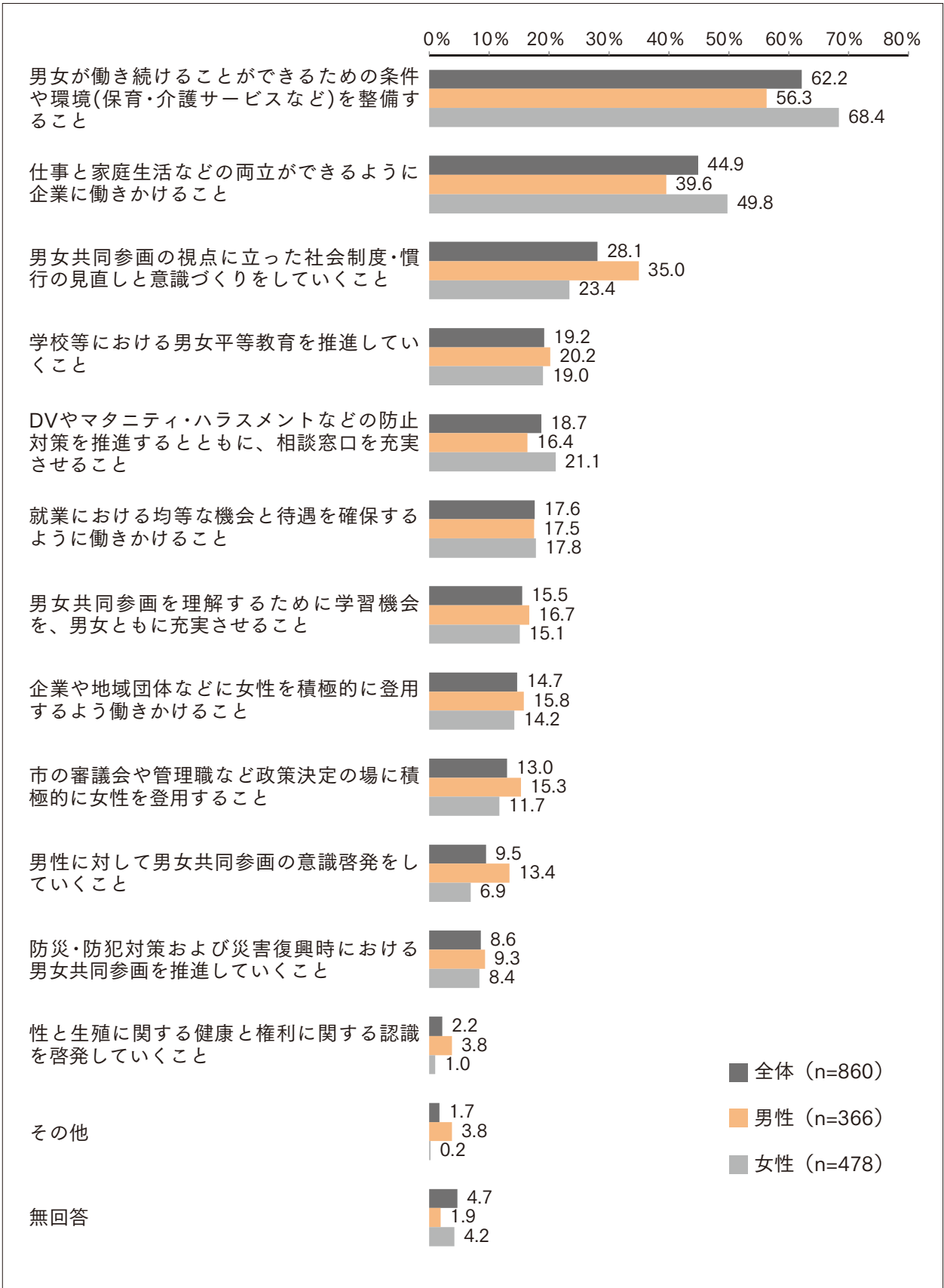
(5) 男女の人権について

DVの被害経験について、「被害経験がある」と回答したのは、男性4.1%、女性13.4%で、女性の割合が高くなっていますが、平成23年度意識調査と比べて女性は1.4ポイント減少しています。また、被害経験があると回答した人の被害の相談状況としては、相談した人の割合が男性33.3%、女性37.5%と4割を下回っています。

(6) 男女共同参画推進に関する市の取組について

今後、男女共同参画推進のために市が力を入れていくべきこととしては、「男女が働き続けることができるための条件や環境（保育・介護サービスなど）を整備すること」の回答が、最も多く6割を超えています。次いで「仕事と家庭生活などの両立ができるように企業に働きかけること」が4割を超えています。

●男女共同参画社会推進のために市が力を入れるべきこと（複数回答）



資料：平成27年度意識調査

6 計画の基本方針と体系

計画の目標は、前プランに引き続き「一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして」とし、あらゆる分野で男女がともに責任を分かち合い、個々の人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、性別にとらわれずに能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を達成するため、前計画の体系を見直し、以下の4つの基本方針を掲げ、それぞれについて基本施策を設定しています。

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

固定的性別役割分担意識の解消と多様な生き方の実現に向けて、男女共同参画について正しく理解してもらうことを目指します。

基本方針2 男女共同参画の社会づくり

男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野で参画する社会づくりを目指します。

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

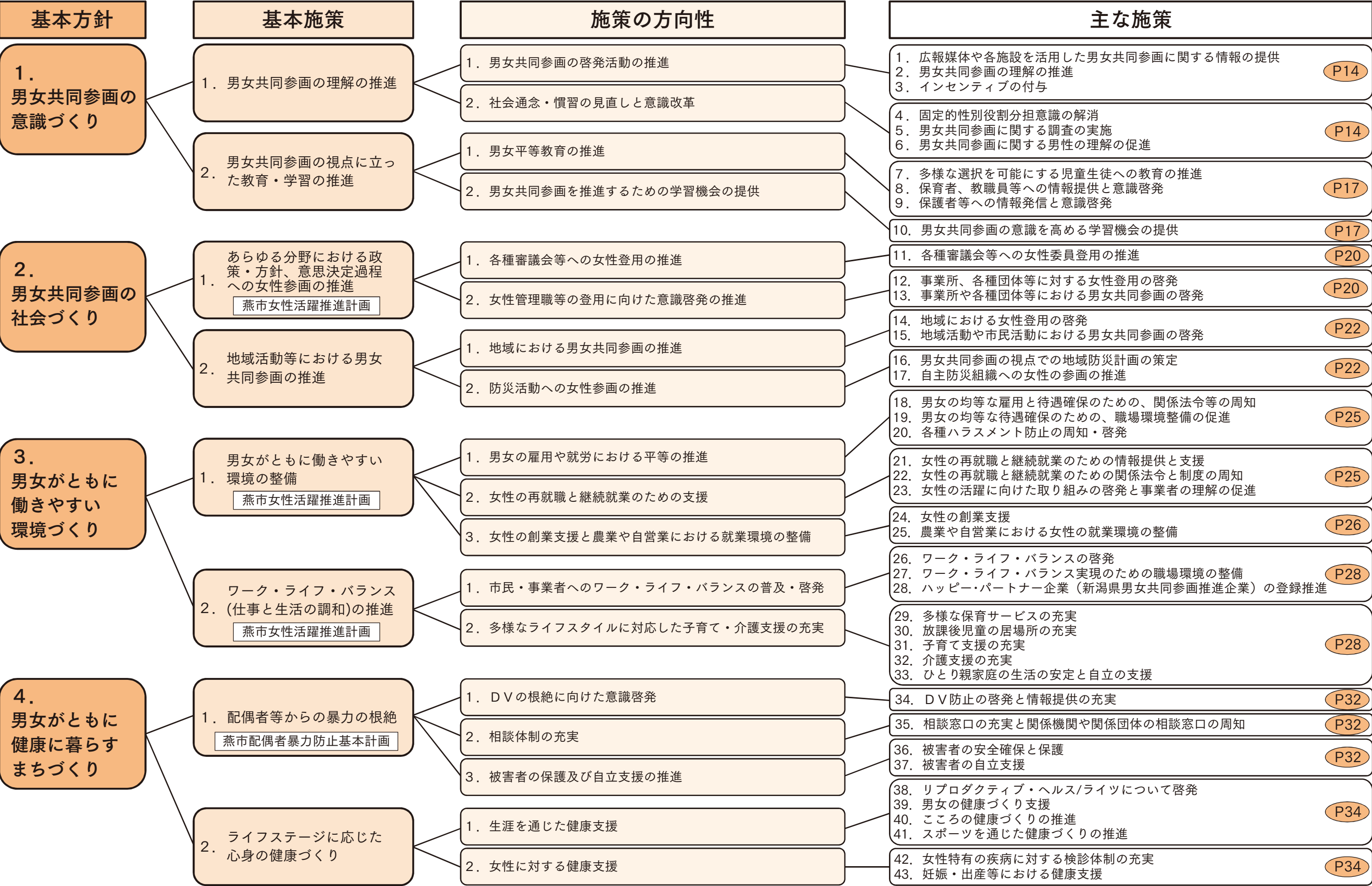
男女が平等に働きやすく、女性が自らの意思により活躍できる環境の整備と、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる環境づくりを目指します。

基本方針4 男女がともに健康に暮らすまちづくり

男女が互いに人権を尊重し、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

● 計画の体系

【 計画の目標：一人ひとりが輝くまち、燕市をめざして 】



第2章 計画の内容

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

すべての人が安心していきいきと暮らすためには、男女があらゆる場面において参画し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮して多様な生き方を選択できる社会づくりが必要です。

本市では、これまで男女共同参画社会の実現のため広報や啓発活動により周知を図り、次代を担う子どもたちへ男女平等と男女共同参画の人権教育を進めてきた結果、また、社会全体で女性の活躍の動きが拡大してきたことにより、一定の理解が得られ意識の改善が図られました。

しかしながら、未だに社会慣習（しきたり）において性別による固定的な役割分担意識が根強く、家庭や職場、地域などのさまざまな場面で、女性と男性の不平等感が存在しています。

このようなことから、男女共同参画の視点や必要性が共感できる効果的な広報や啓発活動などに一層取り組みます。さらに学校教育や社会教育、家庭教育において、男女平等と男女共同参画の理解を深め、固定的な性別役割分担意識に捉われない意識の醸成を図ります。

また、男性中心の労働慣行等を見直すことにより、仕事と生活の調和が図られ、男性にとっても暮らしやすい社会を実現するために、男女共同参画の理解を促進していきます。

指標項目	H23年度現在値	H27年度現在値	H34年度目標値
「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.7%	13.8%	20.0%
「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	27.9%	35.6%	45.0%
「学校教育の場で」平等になっていると思う人の割合	57.0%	55.8%	60.0%

基本施策1 男女共同参画の理解の推進

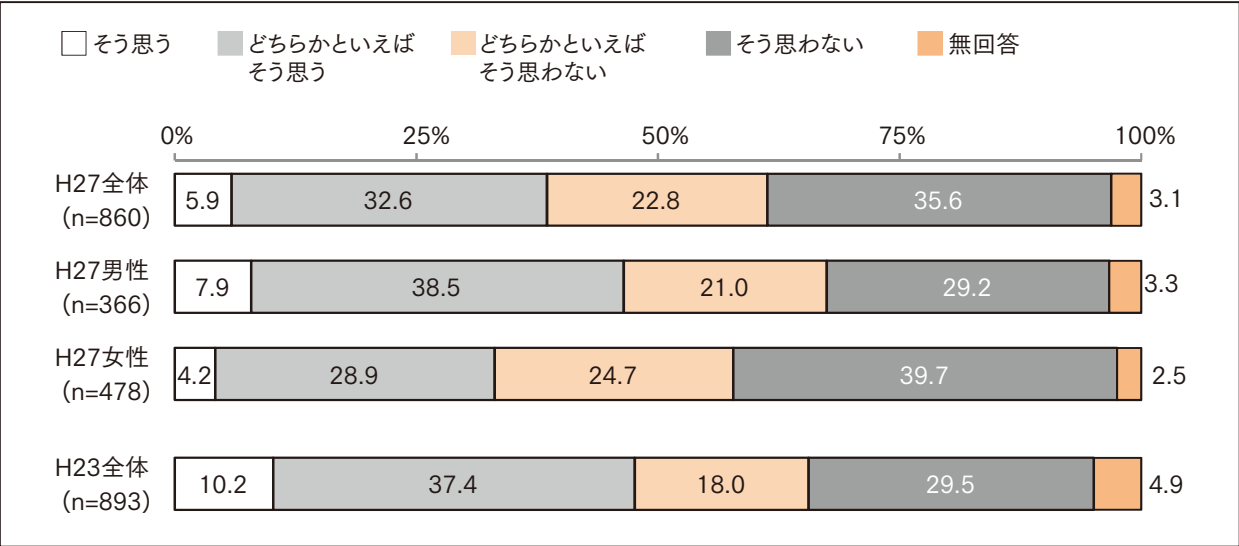
【現状と課題】

本市では、「男性は仕事、女性は家庭を中心にする方がよい」等の考え方のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける意識の解消が進んでおり、平成27年度意識調査では、この考え方に肯定的な人の割合が38.5%、否定的な人が58.4%で、否定的な人が肯定的な人の割合を大きく上回りました。

このように市民の意識の改善が図られてきましたが、肯定的な男性の割合が46.4%、女性が33.1%で、依然として固定的性別役割分担意識は男性の方が強く残っている結果となっています。

このようなことから、男性中心の働き方や男女共同参画に関する男性の理解等の課題の解消が必要です。そのためには、働き方を改革し、男性の家事・育児・介護等への参画に向けた環境の整備の推進と意識改革が重要です。そして、この取り組みと同時に、あらゆる分野において、女性がその意欲と能力を十分に発揮して参画するための意識啓発と人材育成の支援が必要です。

●「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい」と思う人の割合



資料：平成23、27年度意識調査

【施策の方向性】

1. 男女共同参画の啓発活動の推進

男女共同参画について男女平等の観点から理解してもらうように努めます。

施策		取組内容	担当課
1	広報媒体や各施設を活用した男女共同参画に関する情報の提供	・ 広報紙やウェブサイト等を活用して、男女共同参画に関する広報・啓発活動を実施します。	地域振興課 社会教育課
		・ 各公民館等の公共の場を活用した、男女共同参画に関する情報提供により啓発活動を実施します。	
2	男女共同参画の理解の推進	・ 男女共同参画の理解を推進するための講演会、講座等を開催します。	社会教育課 地域振興課
		・ 市職員に対する男女共同参画推進の研修を実施します。	地域振興課 総務課
3	インセンティブ※5の付与	・ 「つばめ輝く女性表彰」の表彰制度を活用するなど、あらゆる分野において女性の活躍を促進します。	地域振興課

2. 社会通念・慣習の見直しと意識改革

男女共同参画社会の形成を阻害している固定的性別役割分担意識の解消に努めます。

施策		取組内容	担当課
4	固定的性別役割分担意識の解消	・ 市刊行物において、男女共同参画の視点に立った表現を徹底し、固定的性別役割分担意識の解消に努めます。	地域振興課
5	男女共同参画に関する調査の実施	・ 男女共同参画の実態を把握するための情報収集や調査を実施します。	地域振興課
6	男女共同参画に関する男性の理解の促進	・ 働き方の見直しや多様な生き方について啓発を進めます。	地域振興課 社会教育課 子育て支援課 健康づくり課 長寿福祉課
		・ 家庭教育や食育推進等の学習機会を充実します。	
		・ 男性の育児・介護等への参画を推進するための交流会や講座等を実施します。	

※5 インセンティブ

人や事業所がものごとに取り組む時、その意欲を外側から高める働きをするものです。ワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所の活動を促進するため、地方公共団体が公共調達において優遇等を行ったりすることなどをいいます。

基本施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

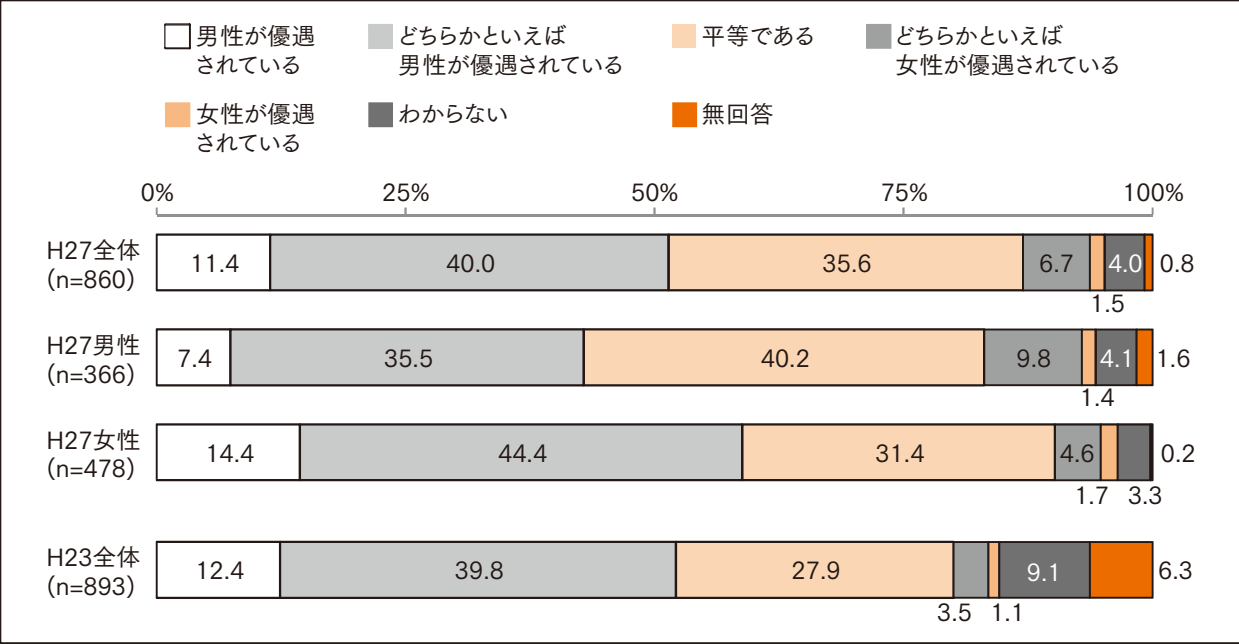
【現状と課題】

男女共同参画を正しく理解するためには、次代を担う子どもたちに対して男女平等を含めた人権の意識を育てる教育が重要です。このようなことから、教育に関わる保育者や教育関係者が男女平等・男女共同参画について理解を深めるため、様々な取り組みを進めてきた結果、平成27年度意識調査では、「学校教育の場」において男女が平等であると回答した割合が55.8%と高くなっています。

一方、「家庭生活の中」において男女が平等であると回答した割合は35.6%となっており、家庭生活において男女平等・男女共同参画の意識が子どもに与える影響は大きく、家庭から男女共同参画を実践していく基礎をつくることが重要なため、保護者に対しても意識啓発を図ることが必要です。

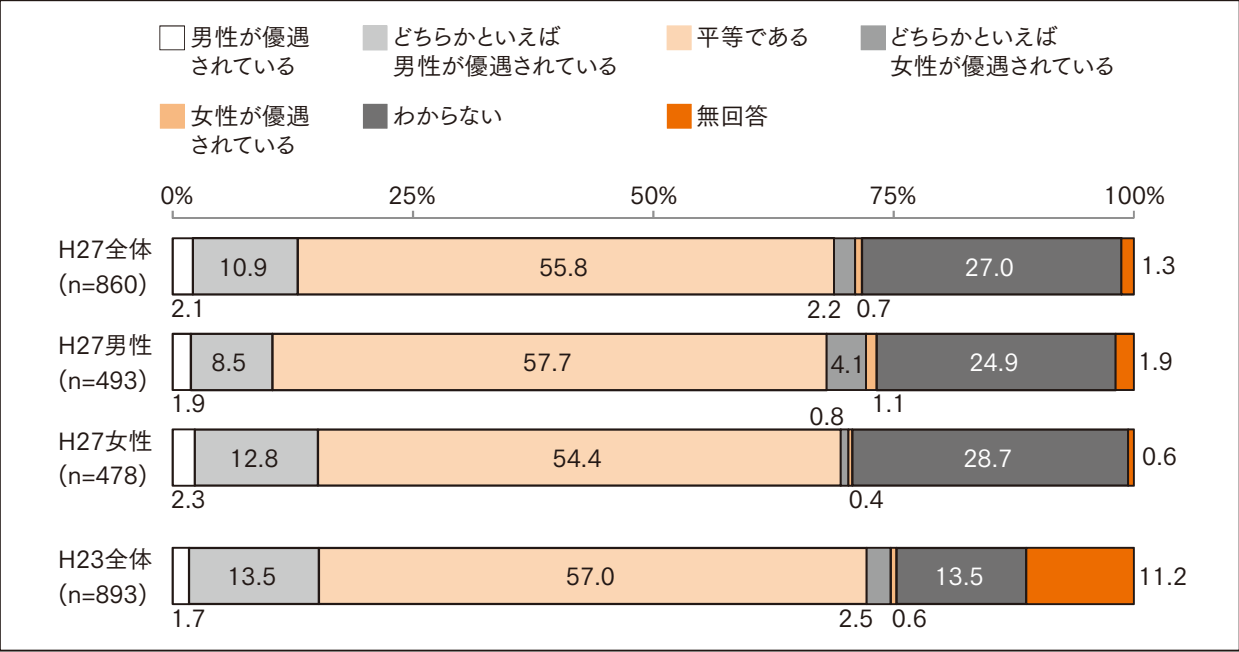
また、性別、年齢を問わず、市民一人ひとりが男女共同参画を理解し、お互いの人権を尊重して、多様な生き方を実現するための学習の機会を提供していく必要があります。

●家庭の中における男女の平等感



資料：平成23、27年度意識調査

●学校教育の場における男女の平等感



資料：平成23、27年度意識調査

【施策の方向性】

1. 男女平等教育の推進
男女平等のための教育を推進します。

施策		取組内容	担当課
7	多様な選択を可能にする児童生徒への教育の推進	・児童生徒に対して人権教育や男女平等の道德教育等を推進します。 ・男女共同参画の視点を踏まえた、総合的なキャリア教育を推進します。	学校教育課
8	保育者、教職員等への情報提供と意識啓発	・保育者に対して男女平等・男女共同参画に関する情報提供や研修を行います。	子育て支援課
		・教職員等に対して男女平等・男女共同参画に関する情報提供や研修を行います。	学校教育課
9	保護者等への情報発信と意識啓発	・保護者等に対して男女平等・男女共同参画に関する情報発信を行います。 ・男女ともに参画しやすい保護者会活動を推進します。	学校教育課 子育て支援課

2. 男女共同参画を推進するための学習機会の提供
男女共同参画の理解と意識を高めるための学習機会の提供や学習できる環境を整備します。

施策		取組内容	担当課
10	男女共同参画の意識を高める学習機会の提供	・出前講座など学習機会を充実します。 ・男女共同参画推進に関わる市民団体等の育成を図り、活動の場を提供します。 ・図書館で男女共同参画に関する図書を整備するとともに、関係図書を紹介します。	社会教育課 地域振興課

基本方針2 男女共同参画の社会づくり

少子高齢化の進展、国内経済の低迷など社会情勢の変化で多様化するニーズに対応するためには、性別や年代にかかわらず、男女がともに責任を分かち合い、様々な分野に参画する機会が確保される男女共同参画の社会づくりが重要です。

しかしながら、あらゆる分野で政策・方針、意思決定過程における女性の参画はまだ少なく、市の人口の半分を占める女性の意見が反映されているとはいえないため、女性の登用を推進します。

特に、地域活動においては、固定的性別役割分担意識の解消の啓発を図り、防災の分野においても、男女共同参画の視点が重要とされているため、女性の参画についての理解を深めるための啓発活動や協力の働きかけを推進します。

また、働く場においては、女性が自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮して活躍できるように、女性が輝くつばめを目指して事業者と協働により女性の意識啓発や職場環境の整備に努めてきており、さらに、事業者における女性の採用・登用・能力開発等の取り組みについて啓発と支援を行います。

市役所の女性職員の個性や能力を十分に発揮してもらうため、平成28年4月に策定した「燕市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づいて、管理職への登用や人材育成を図ります。

指標項目	H23年度現在値	H27年度現在値	H34年度目標値
各種審議会等における女性委員の割合	30.7%	31.4%	36.0%
「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	28.6%	25.2%	30.0%

基本施策1 あらゆる分野における
政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進

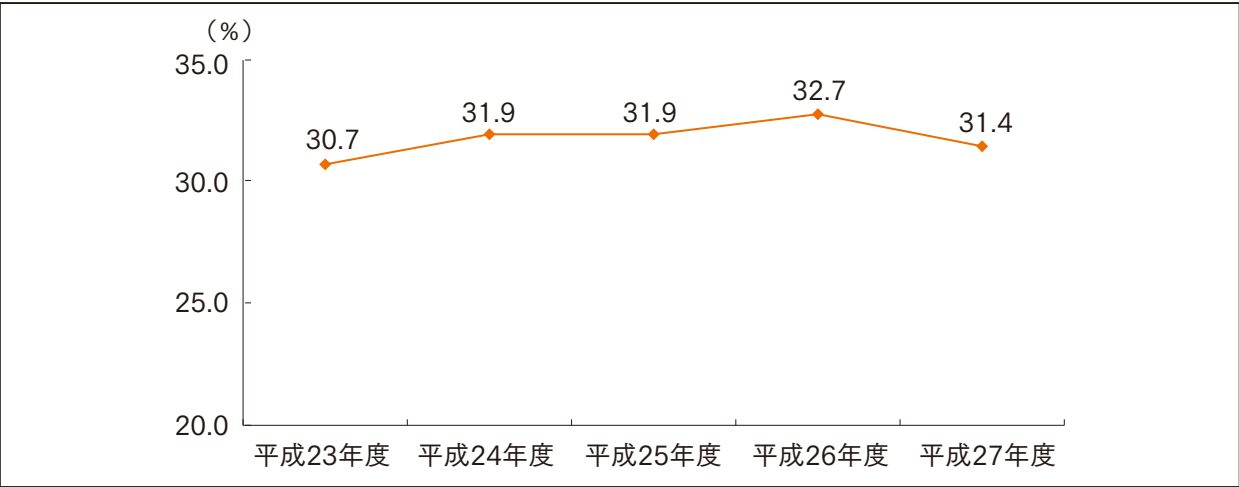
【現状と課題】

各種審議会等における女性委員の登用率は、「燕市附属機関等の設置、運営、公募及び公開に関する指針」に基づき女性委員の登用に努めた結果、平成27年度現在で31.4%となっています。女性委員は増えてきており、目標としていた35%に少しずつ近づいてきているものの、女性委員がいない審議会等も存在しています。このようなことから、女性の参画が進んでいない分野において、進まない要因を分析し、女性委員の登用に向けて積極的に働きかけを行う必要があります。

特に、農業の分野においては、関係団体での女性の登用が少なくなっており、女性の意見の反映や地位の確立のためにも、女性の参画促進が求められています。

平成27年度に実施した男女共同参画に関する事業所調査では、課長相当職に占める女性管理職の割合は14.3%、役員・部長相当職で16.1%と少ない現状となっているため、事業者に対して女性の採用・登用・能力開発等の取り組みを推進するよう働きかけていく必要があります。

●各種審議会等における女性委員の割合



資料：地域振興課

【施策の方向性】

1. 各種審議会等への女性登用の推進
市の施策に女性の意見が反映されるよう、各種審議会等へ女性委員を積極的に登用します。

施策		取組内容	担当課
11	各種審議会等への女性委員登用の推進	・各種審議会等への女性委員の登用を推進します。	総務課 関係課
		・女性委員の登用状況を定期的に調査し、公表します。	地域振興課

2. 女性管理職等の登用に向けた意識啓発の推進
事業所や各種団体等においても女性の意見が反映されるよう、啓発を推進します。

施策		取組内容	担当課
12	事業所、各種団体等に対する女性登用の啓発	・事業所などへ女性の登用を働きかけます。	商工振興課 地域振興課
		・農業関係団体へ女性の登用を働きかけます。	農業委員会 農政課
13	事業所や各種団体等における男女共同参画の啓発	・事業所や各種団体等における男女共同参画を推進するため、情報提供や講演会、講座等を実施します。	商工振興課 地域振興課

◎女性活躍推進法第6条第2項に規定する「燕市女性活躍推進計画」と位置づけます。

基本施策2 地域活動等における男女共同参画の推進

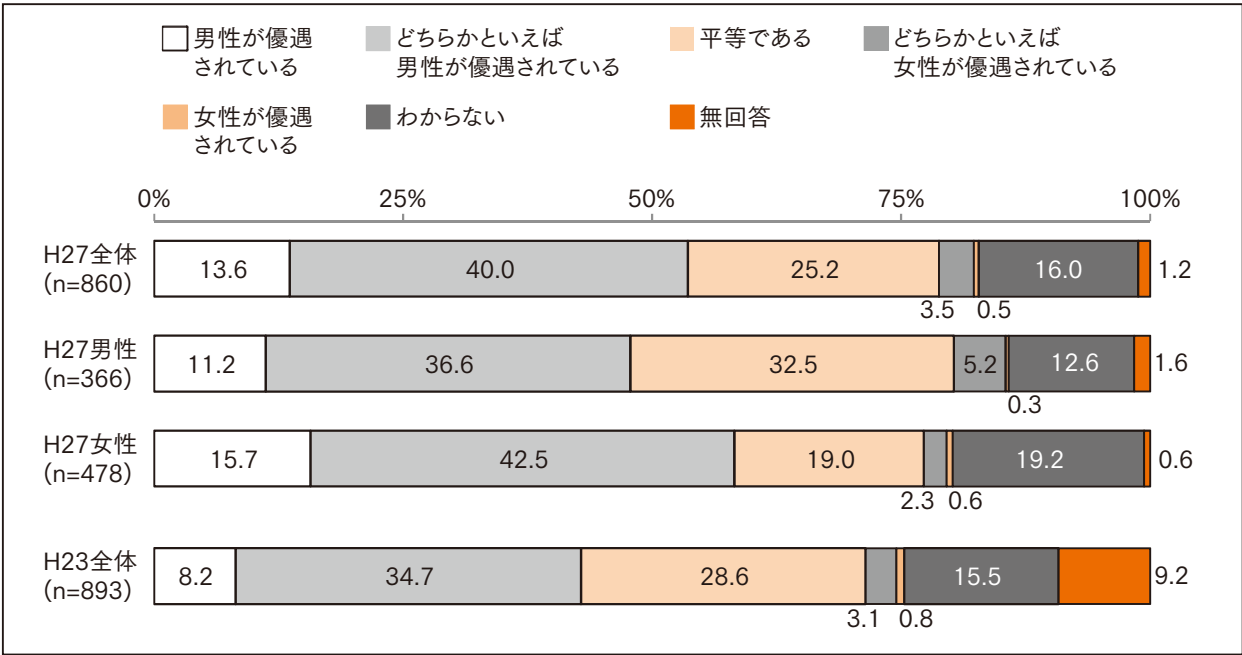
【現状と課題】

男女がともに希望に応じて働き、安心して子育てができる活力ある地域社会の実現が不可欠ですが、人口減少と、少子高齢化が進む中、高齢者福祉や子育て支援、防災の分野などでは地域の役割の重要性が高まっています。さまざまな地域の課題を解決するためには多様な考え方を活かすことが必要になり、そのためには性別にかかわらず、あらゆる年齢層の参画が必要です。

しかしながら、古くからの慣習のため地域の役員には男性が多い現状です。より良い男女共同参画社会を実現するためには、多様な方針、意思決定過程への女性の参画拡大の理解を深めるとともに、男女共同参画の視点が反映されるよう、自治会、まちづくり協議会等に対して女性の登用について働きかけが必要です。

また、東日本大震災や熊本地震において、女性の視点での避難所運営等、女性の防災活動への参画の重要性は市民にも浸透し始めています。一方、地域の防災活動は自治会及び自主防災組織が主体となります。役員のほとんどを男性が占めている現状では、女性が防災活動に参画する機会が少ないため、各種防災講座等を通じて女性の参画を呼びかけていく必要があります。

●地域社会（自治会など）における男女の平等感



資料：平成23、27年度意識調査

【施策の方向性】

1. 地域における男女共同参画の推進

地域におけるさまざまな課題を解決するために、方針、意思決定過程への女性の参画を推進します。

施策		取組内容	担当課
14	地域における女性登用の啓発	・地域における方針、意思決定過程への女性の参画拡大に向けて啓発します。 ・自治会やまちづくり協議会などの地域活動団体や市民活動団体の役員に、女性登用を啓発します。	総務課 地域振興課
15	地域活動や市民活動における男女共同参画の啓発	・男女共同参画の視点に立った地域活動や市民活動を推進します。	総務課 地域振興課

2. 防災活動への女性参画の推進

防災（平時・被災時・復興時）における固定的性別役割分担をなくし、男女共同参画を推進するとともに、女性に配慮した取り組みを行います。

施策		取組内容	担当課
16	男女共同参画の視点での地域防災計画の策定	・女性の人権尊重に配慮して地域防災計画を策定します。	防災課
17	自主防災組織への女性の参画の推進	・自主防災組織への女性の参画を働きかけます。	防災課

基本方針3 男女がともに働きやすい環境づくり

労働力人口の4割余りは女性ですが、男性に比べ女性はパートタイムなど非正規雇用の割合が高く、労働環境や労働条件、待遇面において男女間の格差の一因となっています。女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりを推進するため、事業者に対して、女性の人材育成や登用、男女が働きやすい職場環境の整備等について啓発し、女性の活躍を支援します。

また、一人ひとりが健康を維持し、個人のライフスタイルに合わせた多様な生き方、働き方の選択を可能にするためには、ワーク・ライフ・バランスの必要性を認識することが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりのキャリア形成につながり、事業所にとっては人材の確保や生産性の向上につながり、地域にとっては多様な人材により活力の向上が期待されます。そのため、男性の働き方を見直し、仕事と家庭生活への参画や地域活動、趣味の時間を両立して充実した生活ができるように、職場環境の整備や一人ひとりの意識改革の啓発を推進します。また、多様なライフスタイルに対応するため、子育て支援や介護支援の充実を図ります。

指標項目	H23年度現在値	H27年度現在値	H34年度目標値
「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	21.9%	24.2%	30.0%
家族経営協定の締結農家数	27戸	28戸	34戸
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度（内容まで知っている）	5.9%	10.3%	15.0%
ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録数	12社	35社	66社
共働き夫婦の家事・育児・介護等の平均時間の格差	200分 （男性 60分） （女性260分）	190分 （男性 80分） （女性270分）	150分以内

基本施策1 男女がともに働きやすい環境の整備

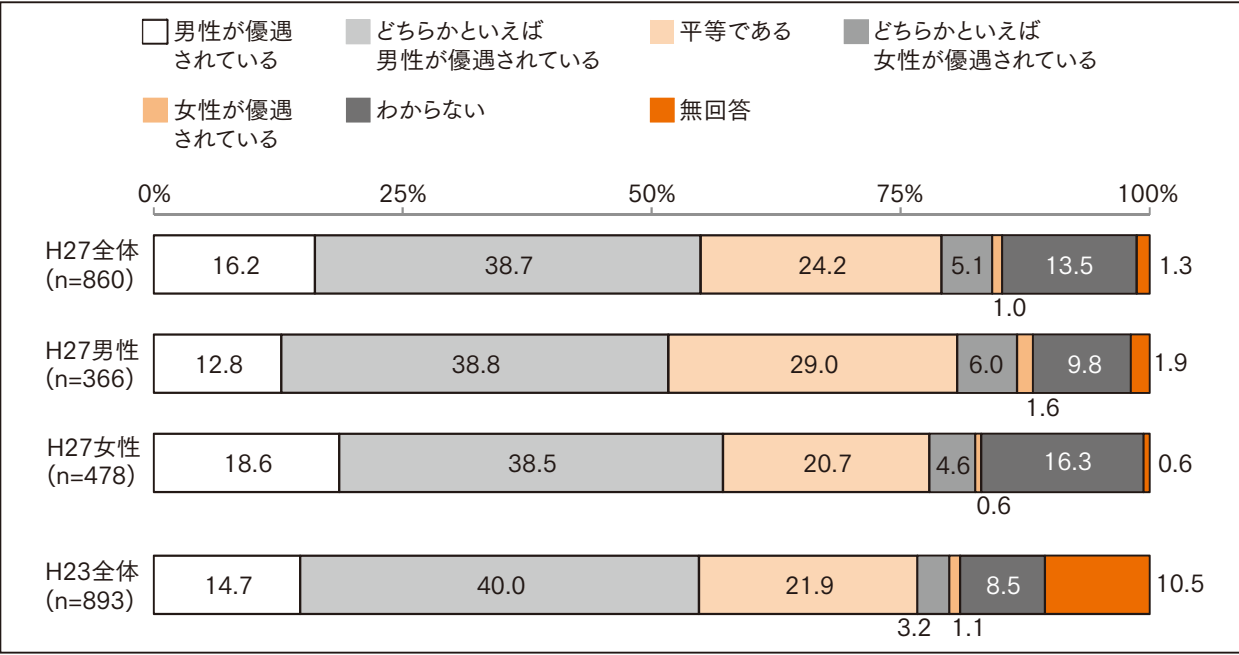
【現状と課題】

平成27年度意識調査では、職場における男女の平等感について、「平等」と回答した割合は24.2％（男性29.0％、女性20.7％）となっています。男女雇用機会均等法の改正により、男女の均等な雇用機会と待遇の確保などの環境整備は進んでいるものの、実際の職場では男女平等が実感されていない状況です。

このようなことから、女性の採用・人材育成・登用や、男性の育児休業取得の促進など、事業主の積極的な取り組みや労働者の意識改革について啓発を図る必要があります。そして、事業者と協働により女性が意欲を持って継続して就業でき、さらに、ライフスタイルに応じて再就職ができるように支援していく必要があります。

また、農業従事者の約5割を女性が占めており、**6次産業化**^{※6}の進展に伴い、女性の役割の重要性が高まっていますが、農産物の生産と農業経営の担い手として女性の参画は進んでいません。農業や自営業などにおいては、家族経営の中で女性は労働と家事・育児・介護等の負担をより多く担っている現状があります。そのため固定的性別役割分担意識の解消を進め、女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していくことが必要となります。

●職場における男女の平等感



資料：平成23、27年度意識調査

※6 6次産業化

農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業を活性化させる取り組みのことです。

【施策の方向性】

1. 男女の雇用や就労における平等の推進

男女の均等な雇用と待遇を確保し、働きやすい職場環境づくりを推進します。

施策		取組内容	担当課
18	男女の均等な雇用と待遇確保のための、関係法令等の周知	・男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関係法令を周知します。 ・パートタイム労働（非正規雇用）条件向上のために関係法令を周知します。	商工振興課
19	男女の均等な待遇確保のための、職場環境整備の促進	・男女がともに働きやすい職場環境の整備を啓発します。 ・女性活躍推進法に基づく、事業所における取り組みについて啓発します。 ・男性の育児・介護休業等の取得促進に向けて啓発します。	商工振興課 地域振興課
20	各種ハラスメント防止の周知・啓発	・ セクシュアル・ハラスメント ^{※7} などの、各種ハラスメント防止を啓発します。 ・各種ハラスメントの相談窓口を周知します。	商工振興課 地域振興課

◎女性活躍推進法第6条第2項に規定する「燕市女性活躍推進計画」と位置づけます。

2. 女性の再就職と継続就業のための支援

再就職のための情報提供を進めるとともに継続して就業できるように支援します。

施策		取組内容	担当課
21	女性の再就職と継続就業のための情報提供と支援	・再就職のための情報提供や支援をします。 ・職業能力の開発・向上を図るための情報提供や講座等を実施します。	商工振興課 地域振興課
22	女性の再就職と継続就業のための関係法令と制度の周知	・育児・介護休業法等労働関係の法令や各種制度を周知します。 ・女性労働問題についての相談窓口や情報を周知します。	商工振興課
23	女性の活躍に向けた取り組みの啓発と事業者の理解の促進	・女性の活躍推進の情報提供などにより、経営者・管理職等の理解を促進します。 ・女性の能力開発等の学習機会を充実し、事業者における女性の人材育成を支援します。 ・異業種交流研修等を通じて働く女性のネットワークづくりを支援します。	商工振興課 地域振興課 総務課

◎女性活躍推進法第6条第2項に規定する「燕市女性活躍推進計画」と位置づけます。

※7 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせを意味し、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、性的言動により相手に不快な思いをさせたりすること。

3. 女性の創業支援と農業や自営業における就業環境の整備

女性が働きやすく、活躍できる環境づくりを推進します。

施策		取組内容	担当課
24	女性の創業支援	・熱意と意欲のある人が創業するための情報提供や講座などを実施します。	商工振興課
25	農業や自営業における女性の就業環境の整備	・農業における 家族経営協定 ^{※8} 締結の普及に努めます。 ・農産物の生産と農業経営の担い手としての知識と技術を取得するための情報提供と、交流の機会や研修会を実施します。 ・自営業における女性の就業環境の整備を啓発します。	農業委員会 農政課 商工振興課

◎女性活躍推進法第6条第2項に規定する「燕市女性活躍推進計画」と位置づけます。

※8 家族経営協定

農業経営を担っている世帯全員が話し合って方針、労働報酬、休日・労働時間等を文書で取り決めること。

基本施策2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

【現状と課題】

平成27年度意識調査では、家庭生活・地域活動などと仕事の位置づけについて、「同じように両立させる」と回答した男性の割合は36.1%、女性47.3%でした。一方、「どちらかといえば仕事を優先させる」と回答した男性の割合が36.9%、女性19.7%となっており、女性と男性で意識の相違が見られます。

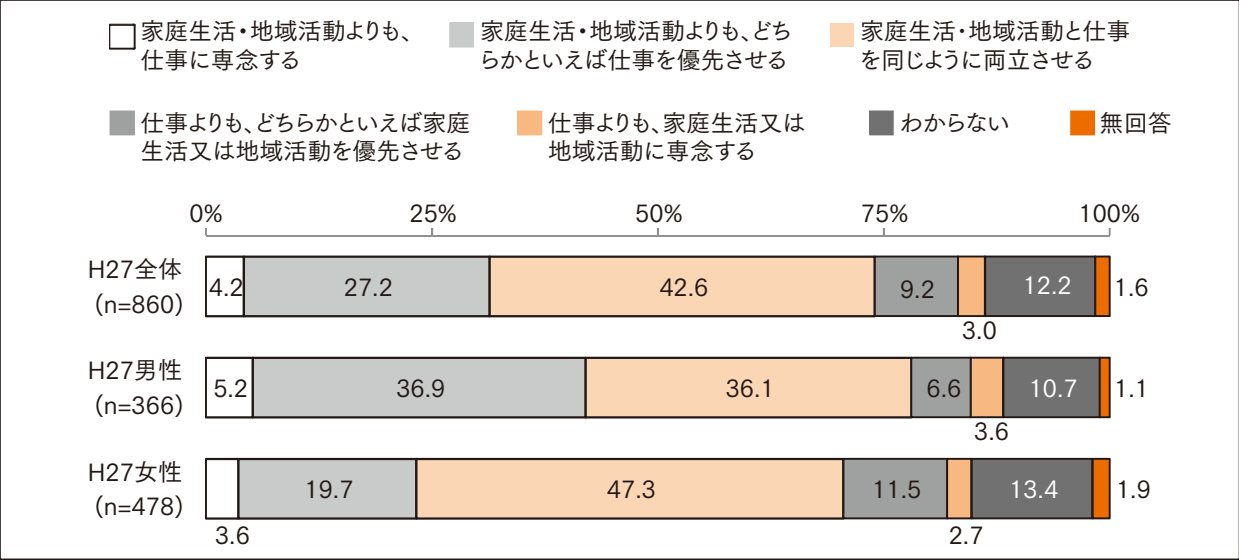
また、平日に家事・育児・介護にかかわる一日の平均時間は、女性が4時間8分に対して、男性は1時間15分となっており、家事や育児、介護は依然として女性が主に担っている現状です。

このため、働きたい女性が仕事と育児・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の育児・介護等への参画の実現が課題となっています。このようなことから、事業者と協働で、男女がともに働きやすい環境の整備について取り組みを進めていく必要があります。

また、核家族化や就業環境の多様化などにより、保育ニーズが多様化してきている現在、更なるサービスの充実が求められています。「燕市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、仕事と育児の両立を図るため、病児・病後児保育など多様な保育サービスを提供し、保護者の就労支援を推進するとともに、男性の保護者が子育てに関わりを持つことができるように取り組む必要があります。

さらに今後は、高齢化が進む中において、男女を問わず仕事と介護の両立への環境整備が必要となってきます。

●仕事・家庭生活・地域活動におけるそれぞれの位置づけ



資料：平成27年度意識調査

【施策の方向性】

1. 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
仕事と生活の調和がとれるよう働き方の見直しを推進します。

施策		取組内容	担当課
26	ワーク・ライフ・バランスの啓発	・ワーク・ライフ・バランスの推進について、情報提供や講座などを実施します。	商工振興課 地域振興課
27	ワーク・ライフ・バランス実現のための職場環境の整備	・働き方の見直しや職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを事業者に啓発します。	商工振興課 地域振興課
28	ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録推進	・男女がともに働きやすい職場環境の整備に積極的な企業を増やし、登録を促進します。	商工振興課 地域振興課

◎女性活躍推進法第6条第2項に規定する「燕市女性活躍推進計画」と位置づけます。

2. 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
さまざまなライフスタイルに対応できるよう子育て・介護支援を充実します。

施策		取組内容	担当課
29	多様な保育サービスの充実	・延長・早朝・乳児・障がい児・一時・特定保育、病児・病後児保育を充実し、子育てと仕事を両立する保護者を支援します。	子育て支援課
30	放課後児童の居場所の充実	・放課後の児童の健全育成と保護者の就労支援のため、放課後児童の居場所を充実します。	子育て支援課
31	子育て支援の充実	・子育て中の保護者が育児について相談できる体制整備として、子育て支援センター事業を充実します。 ・ファミリー・サポート・センター事業を充実します。	子育て支援課
32	介護支援の充実	・家族介護者交流事業を充実します。 ・介護予防事業を充実します。 ・男女がともに介護の担い手となるため、介護についての情報提供などを実施します。	長寿福祉課
33	ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援	・自立した生活が営めるよう、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成など経済的支援と相談支援に努めます。	社会福祉課 保険年金課

基本方針4 男女がともに健康に暮らすまちづくり

誰もが安心して暮らすためには、暴力のない社会をつくることが大切です。配偶者等からの暴力「DV」は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、男女がお互いの人権を尊重し対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。しかし、家庭内の問題、個人的な問題と捉えられることが多く、被害が潜在化、深刻化しやすい特性があります。

このようなことから、配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識啓発を図り、被害者が相談しやすい環境や、関係機関との連携・協力体制を整え、自立に向けた切れ目のない支援体制を整備します。

また、男女がともに互いの身体的特性を理解し、人権を尊重しながら健康を維持していくことはとても重要なことです。特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なった健康上の問題があることから、生涯にわたり健康確保の重要性を理解することが大切であり、**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）**^{※9}の視点がことに重要です。

このため、生涯を通じて性別や心と身体の健康状態に応じた適切な自己管理と、自己決定を行うことができるようにするため、健康教育、健康相談、情報提供などの取り組みを充実します。また、スポーツに親しみながら、健康な体づくりの大切さを伝え健康増進を図ります。

指標項目	H23年度現在値	H27年度現在値	H34年度目標値
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の認知度（内容まで知っている）	14.4%	12.4%	15.0%
DV被害経験がある者のうち、DV被害を相談した者の割合	37.8%	36.3%	40.0%
乳がん検診の受診率	16.3%	24.4%	50%以上
子宮がん検診の受診率	27.2%	25.5%	50%以上

※乳がん検診、子宮がん検診の受診率は、乳がん検診「受診者数（40～69歳）／年度末人口（40～69歳）」、子宮がん検診「受診者数（20～69歳）／年度末人口（20～69歳）」です。H23年度現在値の算出方法を変更しました。

※9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動要領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す」とされている。またリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する権利及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

基本施策1 配偶者等からの暴力の根絶

【現状と課題】

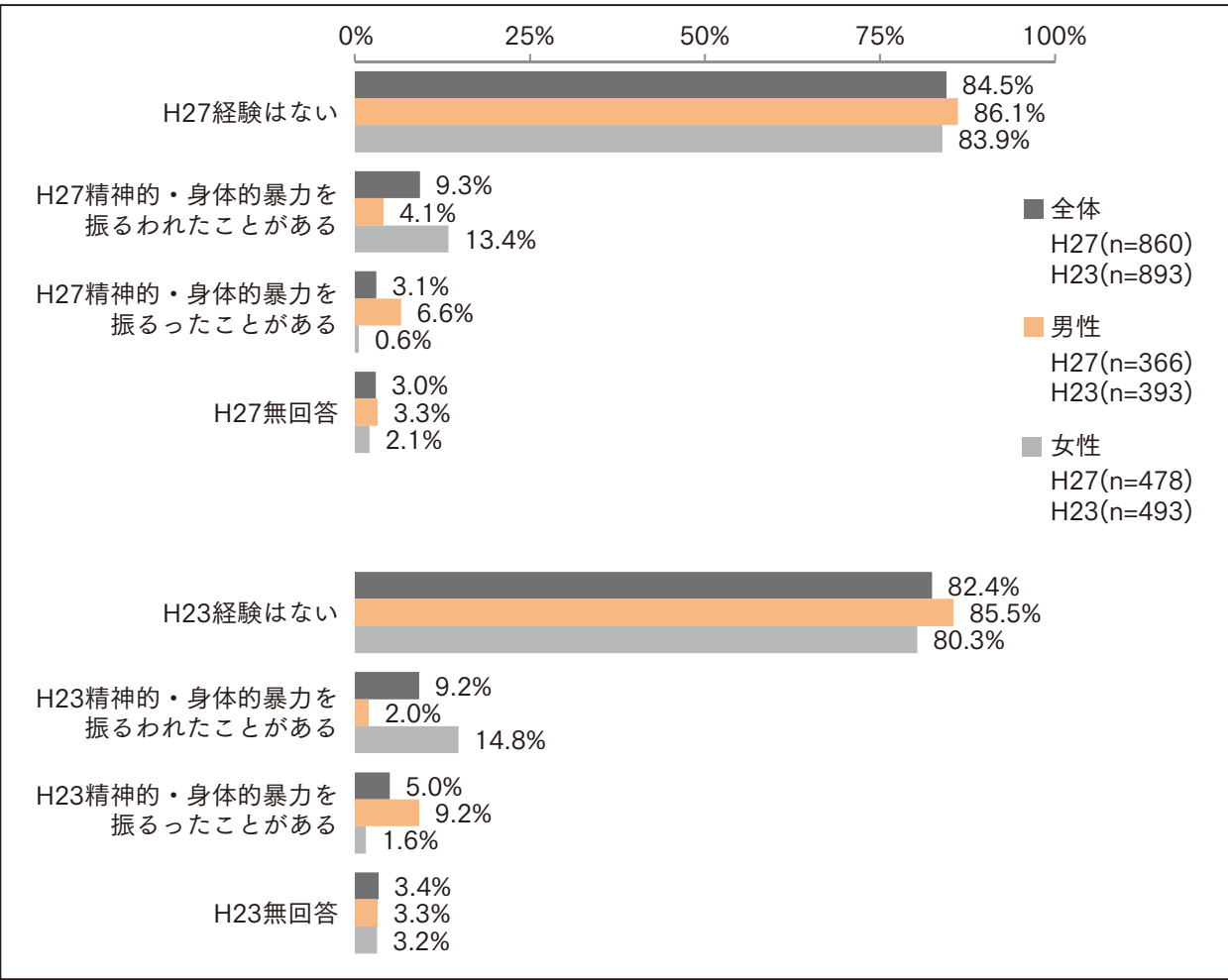
DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、近年は交際相手からの暴力「デートDV」も問題となっており、DVについての理解を浸透させるとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を容認しないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

平成27年度意識調査で、DVをふるった経験がある人は男性6.6%、女性0.6%、反対にふるわれたことがある人は男性4.1%、女性13.4%でした。

このように、DV被害者の多くは女性のため、経済的な問題、児童の問題などさまざまな問題を抱えている場合が多くあります。

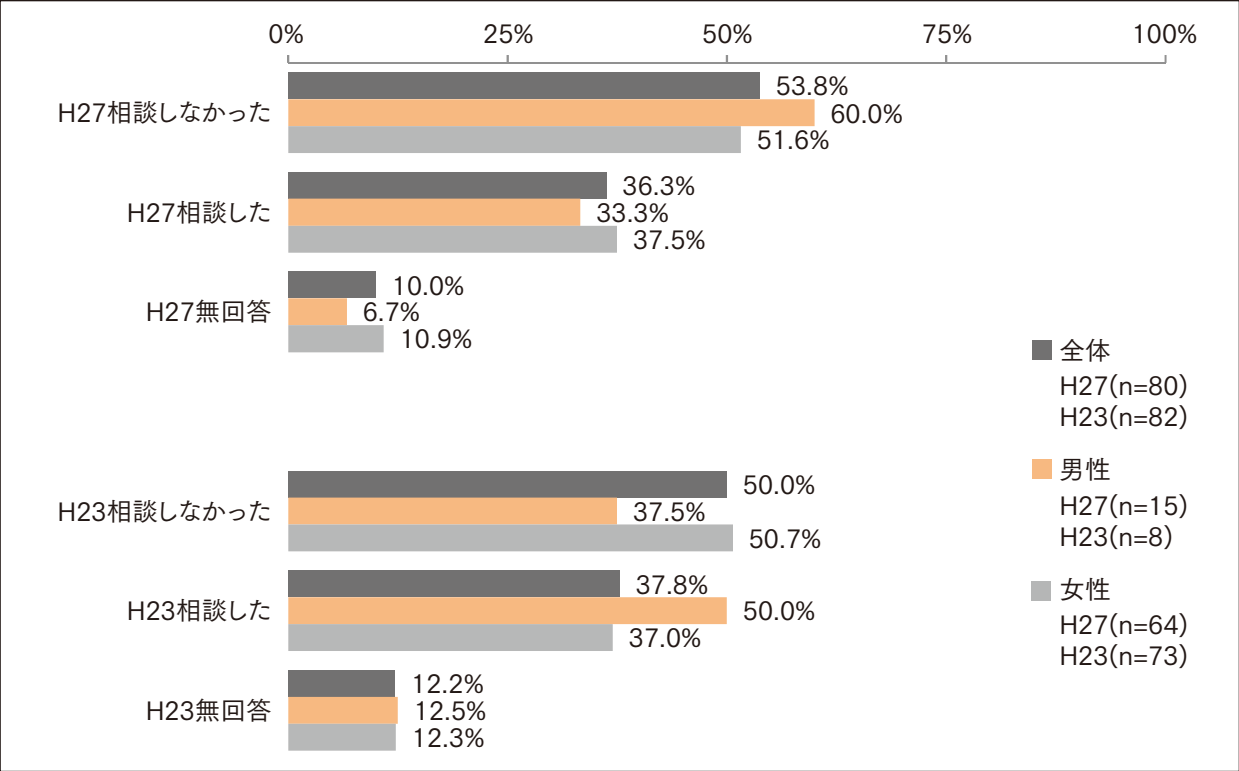
そのため、DVに対して、被害者が相談しやすい体制を充実し、関係機関と連携をとりながら、被害者の保護及び自立を支援するための取り組みを行うことが必要です。

●DVの被害経験・加害経験について



資料：平成23、27年度意識調査

●DV被害の相談について



資料：平成23、27年度意識調査

【施策の方向性】

1. DVの根絶に向けた意識啓発

DVの根絶に向けて積極的にDV防止の啓発を行います。

施策		取組内容	担当課
34	DV防止の啓発と情報提供の充実	• DVについての認識を広めるために情報提供を実施します。 • 関係機関等と連携してDV防止のための意識啓発を行います。	社会福祉課

◎配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」と位置づけます。

2. 相談体制の充実

相談窓口を充実するとともに、関係機関や関係団体の相談窓口についても周知し、相談しやすい体制を推進します。

施策		取組内容	担当課
35	相談窓口の充実と関係機関や関係団体の相談窓口の周知	• DVに関する相談窓口を実施します。 • 関係機関や関係団体の相談窓口を周知します。	社会福祉課
		• 女性の相談員による「女性の相談窓口」を実施します。	地域振興課
		• 無料の法律相談等を実施します。	市民課

◎配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」と位置づけます。

3. 被害者の保護及び自立支援の推進

関係機関や関係団体と連携し、被害者の保護及び自立を支援します。

施策		取組内容	担当課
36	被害者の安全確保と保護	• 家庭内における暴力の早期発見、被害者の保護に努めます。 • 関係機関や関係団体と連携し、被害者の保護に努めます。	社会福祉課
37	被害者の自立支援	• 利用可能なサポート情報の提供など、被害者の自立を支援します。	社会福祉課

◎配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「燕市配偶者暴力防止基本計画」と位置づけます。

基本施策2 ライフステージに応じた心身の健康づくり

【現状と課題】

心身の健康づくりでは、男女が自身の健康に対し、生涯にわたるライフステージに応じた適切な自己管理と男女の身体的特徴の違いを理解することが求められており、そのための支援が必要です。特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等に応じて大きく変化することから、その特性に着目した健康増進の支援が必要です。

そのためには、一人ひとりの健康の保持増進に向け、生活習慣病予防などに対する健康教育や健康相談の実施と、がんの早期発見・早期治療を促進するための各種がん検診における受診しやすい環境づくりが必要です。

こころの健康づくりでは、全国的に精神疾患による労災認定が増加しているなどの状況を踏まえ、職場のメンタルヘルス対策等を通じた労働者の健康保持のための対策が必要です。特に自殺者に占める男女の割合を見てみると、男性の自殺者の割合が高いことから、男性が相談しやすい体制の整備が求められています。

さらに、男女を問わず不妊治療に関する相談や支援を実施するとともに、女性特有の疾病や妊娠・出産など男性とは異なる健康上の問題に対しても、健診の充実や安心して相談できる体制を整備し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援と、職場での女性労働者に対する適切な母性健康管理の推進を図ります。

【施策の方向性】

1. 生涯を通じた健康支援

男女の生涯にわたる健康づくりを支援します。

施策		取組内容	担当課
38	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発	・助産師訪問や両親学級において家族計画指導を実施します。 ・性と生殖に関する健康と権利の情報提供や意識啓発に努めます。	健康づくり課 地域振興課
39	男女の健康づくり支援	・ライフステージに応じた健康相談、健康診査を充実します。 ・男女ともにいきいきとした生活が送れるよう、健康増進対策を推進します。 ・不妊治療に関する相談や支援を実施します。	健康づくり課
40	こころの健康づくりの推進	・こころの健康講座や地域での健康教育を実施して、こころの健康づくりを啓発します。	健康づくり課
41	スポーツを通じた健康づくりの推進	・性別、年齢に関わりなくスポーツを通じた健康づくりを推進します。	社会教育課

2. 女性に対する健康支援

女性の課題に応じた健康づくりを支援します。

施策		取組内容	担当課
42	女性特有の疾病に対する検診体制の充実	・女性特有の疾病に対する啓発と、乳がん・子宮がん検診、及び骨粗しょう症検診の検診体制や指導を充実します。	健康づくり課
43	妊娠・出産等における健康支援	・妊婦健診費用の助成や妊娠・出産等に関する相談、指導を充実します。	健康づくり課

基本方針に係る指標項目一覧

基本方針		基本施策		指標項目	H23年度 現在値	H27年度 現在値	H34年度 目標値
1	男女共同参画の意識づくり	1	男女共同参画の理解の推進	「社会慣習(しきたり)について」平等になっていると思う人の割合	13.7%	13.8%	20.0%
				「家庭生活の中で」平等になっていると思う人の割合	27.9%	35.6%	45.0%
		2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	「学校教育の中で」平等になっていると思う人の割合	57.0%	55.8%	60.0%
2	男女共同参画の社会づくり	1	あらゆる分野における政策・方針、意思決定過程への女性参画の推進	各種審議会等における女性委員の割合	30.7%	31.4%	36.0%
		2	地域活動等における男女共同参画の推進	「地域社会の中で」平等になっていると思う人の割合	28.6%	25.2%	30.0%
3	男女がともに働きやすい環境づくり	1	男女がともに働きやすい環境の整備	「職場の中で」平等になっていると思う人の割合	21.9%	24.2%	30.0%
				家族経営協定の締結農家数	27戸	28戸	34戸
		2	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度（内容まで知っている）	5.9%	10.3%	15.0%
				ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録数	12社	35社	66社
				共働き夫婦の家事・育児・介護等の平均時間の格差	200分 (男性60分) (女性260分)	190分 (男性80分) (女性270分)	150分以内
4	男女がともに健康に暮らすまちづくり	1	配偶者等からの暴力の根絶	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の認知度（内容まで知っている）	14.4%	12.4%	15.0%
				DV被害経験がある者のうち、DV被害を相談した者の割合	37.8%	36.3%	40.0%
		2	ライフステージに応じた心身の健康づくり	乳がん検診の受診率	16.3%	24.4%	50%以上
				子宮がん検診の受診率	27.2%	25.5%	50%以上

※乳がん検診、子宮がん検診の受診率は、乳がん検診「受診者数（40～69歳）／年度末人口（40～69歳）」、子宮がん検診「受診者数（20～69歳）／年度末人口（20～69歳）」です。H23年度現在値の算出方法を変更しました。

第3章 計画の推進

計画の総合的な推進

第3次燕市男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するためには、市はもとより、市民一人ひとりの主体的な取り組みと、事業者、各種団体、関係機関との連携協力が必要です。そのためには、あらゆる場面において男女共同参画の視点を持つことが重要です。

市役所においても全庁的に取り組んでいくため、担当部課長で構成する「男女共同参画推進会議」を開催し庁内の推進体制の充実を図ります。職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、事業を企画・実施し、そして市が率先して施策を推進します。

1. 推進・進捗管理体制の充実

男女共同参画社会の実現に向け、計画を総合的かつ効果的に推進していくための体制を充実します。

（1）燕市男女共同参画推進審議会

市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議を行うほか、計画の実施状況について報告を受け、必要に応じて市長に意見を述べます。

（2）庁内体制

副市長を会長とし、関係各部課長で構成する、「燕市男女共同参画推進会議」を開催し、男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に推進します。また、推進会議に庁内推進員を置き、実効性を確保します。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の視点に立った事業を推進するため、男女共同参画について理解を深めるための情報提供や研修を行います。

2. 市民、事業者、各種団体等との連携、協働

市民や事業者、各種団体等との連携を進め、協働により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

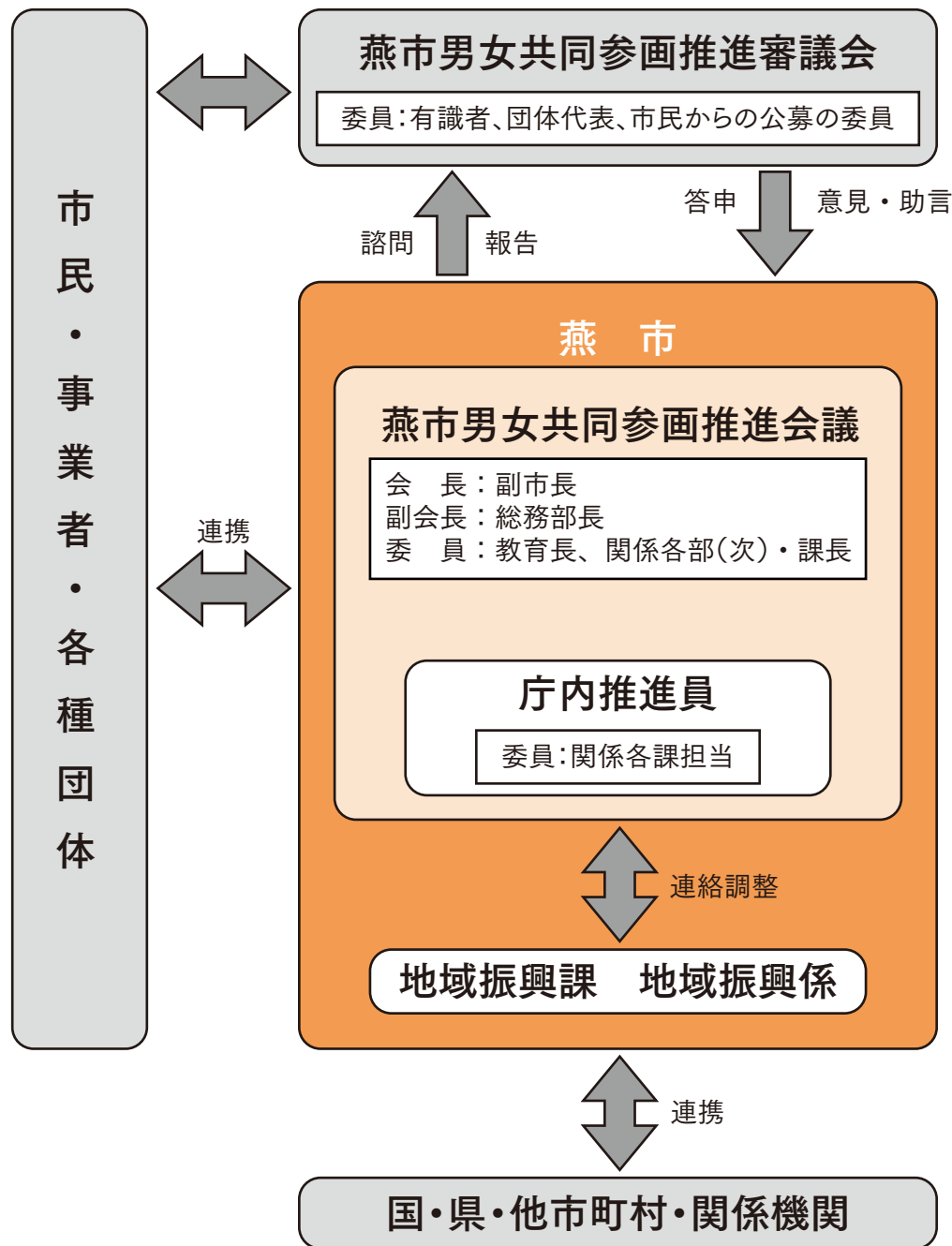
3. 国・県及び関係機関との連携

国・県及び関係機関との連携を進め、協力しながら男女共同参画の推進を図ります。

4. 計画の推進状況の調査と公表

計画の確実な推進のため、毎年度、計画の推進状況を確認・評価するとともに、男女共同参画推進審議会において審議、評価し、計画の進捗状況を公表します。

男女共同参画の推進体制



参 考 資 料

- 第3次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過
- 燕市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 燕市男女共同参画推進条例
- 燕市男女共同参画推進会議設置要綱
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

第3次燕市男女共同参画推進プラン策定の経過

年 月 日	会議名等	内 容
平成27年度		
平成27年 9 月 4 日	第1回燕市男女共同参画推進審議会	・市民意識調査の実施について
平成27年11月 2 日 ～ 16日	男女共同参画に関する市民意識調査・職員意識調査実施	・市民2,000人対象 ・職員340人対象
平成27年12月10日 ～ 25日	男女共同参画に関する事業所調査実施	・市内事業所480社 (従業員規模10人以上)
平成28年 2 月25日	第2回燕市男女共同参画推進審議会	・市民意識調査結果の報告 ・第3次プラン策定について
平成28年度		
平成28年 5 月17日	第 1 回燕市男女共同参画推進会議 第 1 回庁内推進員会議	・第3次プラン策定について 合同研修会
平成28年 5 月26日	第2回庁内推進員会議	・第3次プラン（素案）の検討
平成28年 6 月21日	第3回庁内推進員会議	・第3次プラン（素案）の検討
平成28年 7 月 5 日	第4回庁内推進員会議	・第3次プラン（素案）の検討
平成28年 7 月14日	第2回燕市男女共同参画推進会議	・第3次プラン（素案）の審議
平成28年 7 月26日	第1回燕市男女共同参画推進審議会	・第3次プラン（素案）の諮問・審議
平成28年 9 月 1 日	第2回燕市男女共同参画推進審議会	・第3次プラン（素案）の審議
平成28年10月 3 日	第3回燕市男女共同参画推進審議会	・第3次プラン（素案）の審議
平成28年12月13日 ～ 29年 1 月11日	—	・パブリックコメント実施 ・第3次プラン（素案）
平成29年 2 月 6 日	第4回燕市男女共同参画推進審議会	・第3次プラン（案）の答申

燕市男女共同参画推進審議会委員名簿

(氏名50音順、敬称略)

氏 名	所 属	備 考
芦 谷 三 郎	ハッピー・パートナー企業	
亀 井 潤 子	公募	
齋 藤 和 夫	教育委員	副会長
高 橋 洋 雄	人権擁護委員	
濱 田 勝 人	家族経営協定締結者	
林 は る み	新潟大学准教授	会長
藤 節 子	公募	
丸 山 朝 子	公募	
柳 原 康 浩	公募	
山 田 直 子	公募	

燕市男女共同参画推進条例

平成26年12月25日条例第26号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第24条）

第3章 男女共同参画推進審議会（第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

すべての男女が性別にかかわらずなく、個々の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる状況において、生涯にわたり、その個性と能力を十分に発揮し、心豊かに生活できる社会の実現は、誰もが望むことである。

燕市では、これまで、市民の意識を把握しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を展開してきた。

しかしながら、社会制度、社会慣習等における固定的性別役割分担がいまだ根強く存在しており、さまざまな分野で男女が共に責任を分かち合い、支え合う男女共同参画社会を実現するには一層の努力が必要である。

また、少子化の進行による人口減少、家族形態の多様化その他社会情勢の著しい変化に柔軟に対応し、住みよい環境づくりを進めるためには、すべての市民は、人生における仕事と生活を調和する必要がある、家庭をはじめ職場、学校、地域等での男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組が求められている。

これらを踏まえ、長い歴史を持ち、世界に誇る金属加工技術で発展を遂げてきた燕市は、市民及び事業者と協働で男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをい

う。

（2）積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）市民 市内に居住し、又は市内へ通勤し、若しくは通学する全ての個人をいう。

（4）事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（5）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方を不快にさせること又は性的な言動を受けた相手方の対応を理由として当該相手方に精神的、経済的その他の不利益を与えることをいう。

（6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者への身体又は精神に対する暴力的行為をいう。

（7）ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

（1）男女は、平等な存在であり、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱を受けず、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

（2）固定的性別役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3）男女が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。

（5）男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性及び生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

（6）国際社会における取組と密接な関係を有してい

ることに鑑み、国際的な理解及び協調の下に行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会の確保や、男女共に子育て、介護その他の家庭生活及び職業生活が両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。（表現上の留意事項）

第8条 何人も、広く市民及び事業者に情報を提供する場合において、性別を理由とする権利侵害を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策
（男女共同参画基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ、第25条第1項の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画を見直し、又は変更する場合について準用する。（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。（調査及び研究）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を継続的に行うものとする。（広報、啓発活動等）

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者の理解を図るため、広報、啓発活動、情報提供その他の適切な措置を講じなければならない。（推進体制）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な財政上の措置及び推進体制の整備に努めるものとする。（施策の策定等に当たっての配慮）

第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に配慮しなければならない。（附属機関等における委員の構成等）

第15条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 任命権者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者をいう。）は、女性の職域の拡大及び能力向上の機会の確保に努め、性別にかかわらず、職員的能力及び意欲に応じた登用を図るよう努めるものとする。（人材の育成）

第16条 市民及び事業者は、社会のあらゆる分野での活動に女性の参画が促進されるよう人材の育成及び発掘に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者における人材の育成の取組を支援するため、情報及び積極的な学習機会の提供に努めなければならない。（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第17条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況そ

の他の必要な事項について報告を求めることができる。（教育の分野における男女共同参画の推進）

第18条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる生涯学習の領域において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（防災の分野における男女共同参画の推進）

第19条 市は、災害復興を含む防災の分野において、男女共同参画の視点に立って、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。（商工業及び農林業の分野における男女共同参画の推進）

第20条 市は、商工業及び家族経営的な農林業の分野において、男女の経営における役割が適正に評価されるとともに、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営又はこれに関連する活動に参画できる機会を確保するため、環境の整備に努めるものとする。（市民及び事業者への支援）

第21条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動を促すため、市民及び事業者との連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を行うものとする。（家庭生活への支援）

第22条 市は、家族を構成する男女が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動に家族の一員としての役割を果たすとともに、家庭生活と社会生活を両立できるよう必要な支援及び情報提供を行うものとする。（相談窓口の設置）

第23条 市長は、性別による人権侵害について、市民及び事業者からの相談を受けるため、相談窓口を設置するものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係行政機関と連携して適切な措置を講ずるものとする。（施策に関する意見の申出）

第24条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、次条の規定により設置する燕市男女共同参画推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 男女共同参画推進審議会
（設置等）

第25条 男女共同参画を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を審議するため、燕市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議する。

（1）男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

（2）基本計画に関し、第9条第2項に規定する事項を処理すること。

（3）施策に関する意見の申出に関し、前条第2項に規定する事項を処理すること。

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則
（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（基本計画の特例）

2 この条例の施行日前に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により定められた計画は、第9条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。（燕市附属機関設置条例の一部改正）

3 燕市附属機関設置条例（平成20年燕市条例第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

燕市男女共同参画推進会議設置要綱

平成18年 4 月14日訓令第34号

(設置)

第1条 男女共同参画社会確立のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、燕市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

(1) 燕市における男女共同参画に関する基本計画の策定及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画に係る施策の調査、研究及び立案に関すること。

(3) 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。

(4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長、副会長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、教育長、部長（燕市行政組織規則（平成18年燕市規則第5号）第9条第1項に規定する部長をいう。）、教育次長及び会長が指名した者をもって構成し、会長が任命する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(男女共同参画庁内推進員の設置)

第6条 推進会議に、推進会議の所掌事務の具体的な事項について調査及び検討をさせるため、男女共同参画庁内推進員（以下「庁内推進員」という。）を置くことができる。

2 庁内推進員は、会長が指名する者又は各課等の長が推薦する者で構成する。

3 庁内推進員は、第1項の調査及び検討が終了したときは、その経過及び結果を整理し、会長に報告するものとする。

4 庁内推進員に関する必要な事項は、会長が定める。

(報告)

第7条 推進会議は、必要の都度、第2条の所掌事務の検討状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画財政部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日訓令第37号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月31日訓令第12号）

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法（平成11年 6 月23日法律第78号）

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社

会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（平一一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

（平一一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（平一一法一〇二・全改）

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（平一一法一〇二・全改）

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（平一一法一〇二・全改）

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（平一一法一〇二・全改）

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（平一一法一〇二・全改）

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（平一一法一〇二・全改）

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一一法一〇二・全改）

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針等（第五条・第六条）
第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節　一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
第三節　特定事業主行動計画（第十五条）
第四節　女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
第五章　雑則（第二十六条―第二十八条）
第六章　罰則（第二十九条―第三十四条）
附則

第一章　総則
（目的）
第一条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。
（基本原則）
第二条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）
第三条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
（事業主の責務）
第四条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章　基本方針等
（基本方針）
第五条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
5　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）
第六条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　事業主行動計画等
第一節　事業主行動計画策定指針
第七条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の内容に関する事項
三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
第二節　一般事業主行動計画
（一般事業主行動計画の策定等）
第八条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　計画期間
二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
3　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
4　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
5　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
6　第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主

行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条　厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。（認定一般事業主の表示等）

第十条　前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。（認定の取消し）

第十一条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。（委託募集の特例等）

第十二条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする

場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中

「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条　公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。（一般事業主に対する国の援助）

第十四条　国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節　特定事業主行動計画

第十五条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、

管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節　女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条　第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（職業指導等の措置等）

第十八条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務

の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組

織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年

以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同

条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年 4 月13日法律第31号)

最終改正 平成26年 4 月23日法律第28号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

（平一六法六四・一部改正）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、

被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）
（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（平一六法六四・追加）
（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正）
（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）
（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

（平一六法六四・追加）

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとす

る。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被

害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （平一六法六四・一部改正）
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
- （即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗

- 告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
- （保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
- （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分

- 中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
- （平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正）
- （事件の記録の閲覧等）
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
- （法務事務官による宣誓認証）
- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。
- （平一六法六四・一部改正）
- （民事訴訟法の準用）
- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。
- （最高裁判所規則）
- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 第五章 雑則
- （職務関係者による配慮等）
- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとす

る。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（平二五法七二・追加）

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

（平二五法七二・追加）

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定

により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二

号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択	1979年12月18日
効力発生	1981年9月3日
日本国	1985年6月25日批准

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での

核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法

その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1．締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2．締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立

法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1．締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2．締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整すること

により行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保

護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通

じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。
2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が

合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3. 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
1975 (昭和50年)	・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・総理府「婦人問題企画推進本部」設置		
1976 (昭和51年)	・国連婦人の十年（1976年～1985年）			
1977 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」開館	・「民生部青少年福祉課母子婦人係」が婦人問題を担当	
1979 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部「国連婦人の十年中間年全国会議」開催		
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表		
1985 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定（昭和60年度～昭和70年度）	
1986 (昭和61年)		・国民年金法の一部改正施行（婦人年金権の確立） ・「男女雇用機会均等法」施行		
1987 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人青少年課」に「婦人係」設置	
1991 (平成3年)		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」決定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」設置 ・「女性問題協議会」設置	

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・「にいがたオアシス女性プラン」策定	
1993 (平成5年)	・世界人権会議「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（ウィーン）	・「パートタイム労働法」公布、施行	・財団法人新潟県女性財団設立	
1994 (平成6年)	・「国連国際人口・開発会議」開催(カイロ)	・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」設置		
1995 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
1996 (平成8年)		・「男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ニューにいがた女性プラン」策定 ・「女性児童課」を改組し環境生活部に「女性政策課」設置 ・新潟ユニゾンプラザ開館	
1997 (平成9年)		・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 ・「介護保険法」公布		・旧燕市企画調整課に「女性政策係」設置
1999 (平成11年)	・国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 ・ESCAPハイレベル政府間会合（女性2000年会議地域準備会）開催(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定）		
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」公布、施行		・旧燕市「男女共同参画プラン」策定（平成12年度～平成17年度）

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
2001 (平成13年)		- 内閣府「男女共同参画会議」「内閣府男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 - 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「新潟・新しい波男女平等推進プラン」策定	旧分水町「ぶんすい女と男共同参画プラン」策定（平成13年度～平成22年度）
2002 (平成14年)		「改正育児・介護休業法」施行	「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定、施行 「環境生活部女性政策課」を「県民生活・環境部男女平等社会推進課」に改称 「新潟県男女平等社会推進審議会」設置 「男女平等推進相談室」開設	
2003 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
2004 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正		
2005 (平成17年)	国連「北京＋10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
2006 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定 - ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録制度開始 「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定	旧燕市、旧吉田町、旧分水町が合併し、新「燕市」が誕生
2007 (平成19年)		「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施	「燕市男女共同参画推進プラン」（平成19年度～平成23年度）策定
2008 (平成20年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 「次世代育成支援対策推進法」改正		
2009 (平成21年)		- 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	
2010 (平成22年)	国連「北京＋15」記念会合開催（ニューヨーク）	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「ハッピー・パートナー企業」登録
2011 (平成23年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足			「燕市まちづくり基本条例」制定、施行 「燕市附属機関等の設置、運営、公募及び公開に関する指針」実施
2012 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		「第2次燕市男女共同参画推進プラン」（平成24年度～平成28年度）策定

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	燕市の動き
2013 (平成25年)		- 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	「第2次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定	
2014 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「日本再興戦略」改訂2014(6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現を掲げた - 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催		「燕市男女共同参画推進条例」制定
2015 (平成27年)	- 国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク) - 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組2015-2030」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	「燕市男女共同参画推進条例」施行
2016 (平成28年)		「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正		「燕市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定
2017 (平成29年)				「第3次燕市男女共同参画推進プラン」策定 「燕市女性の職業生活における活躍の推進に関する推進計画」策定 「燕市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定



燕市男女共同参画基本計画

第3次燕市男女共同参画推進プラン

(平成29年度～平成34年度)

発 行 : 燕市／平成29年3月

編 集 : 燕市 企画財政部 地域振興課 地域振興係
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地
TEL : 0256-77-8361 (直通)
E-MAIL : chiiki@city.tsubame.lg.jp
WEB : <http://www.city.tsubame.niigata.jp>